

衆議院 第二百三回国会 原子力問題調査特別委員会議録 第一二二号

令和二年十二月三日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 渡辺 博道君

理事 伊藤 忠彦君 理事 江渡 聡徳君

理事 津島 淳君 理事 中村 裕之君

理事 細田 健一君 理事 阿部 知子君

理事 荒井 聰君 理事 斉木 武志君

理事 山内 康一君 理事 中野 洋昌君

理事 井林 辰憲君 理事 石川 昭政君

理事 泉田 裕彦君 理事 岩田 和親君

理事 勝俣 孝明君 理事 城内 実君

理事 北村 誠吾君 理事 齋藤 健君

理事 齋藤 洋明君 理事 土井 亨君

理事 西田 昭二君 理事 野中 厚君

理事 深澤 陽一君 理事 福山 守君

理事 古田 圭一君 理事 星野 剛士君

理事 三原 朝彦君 理事 宮澤 博行君

理事 築 和生君 理事 吉野 正芳君

理事 逢坂 誠二君 理事 菅 直人君

理事 長尾 秀樹君 理事 日吉 雄太君

理事 宮川 伸君 理事 山崎 誠君

理事 伊佐 進一君 理事 浮島 智子君

理事 藤野 保史君 理事 足立 康史君

理事 浅野 哲君

内閣府副大臣 堀内 詔子君

文部科学副大臣 高橋 ひなこ君

経済産業副大臣 江島 潔君

政府特別補佐人 (原子力規制委員会委員長) 更田 豊志君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 佐藤 暁君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 堀内 義規君

政府参考人 (経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長) 須藤 治君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 松山 泰浩君

政府参考人 (原子力規制庁次長) 片山 啓君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官) 山田 知徳君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官) 金子 修一君

政府参考人 (原子力規制庁原子力規制部) 市村 知也君

政府参考人 (東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長) 文挾 誠一君

衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長 小池 章子君

委員の異動 十月二十八日 堀井 学君 補欠選任

同日 浅野 哲君 補欠選任

十二月三日 堀内 詔子君 補欠選任

同日 城内 実君 補欠選任

同日 勝俣 孝明君 補欠選任

同日 深澤 陽一君 補欠選任

同日 堀内 義規君 補欠選任

同日 堀内 義規君 補欠選任

同日 堀内 義規君 補欠選任

同日 堀内 義規君 補欠選任

同日 堀内 義規君 補欠選任

同日 堀内 義規君 補欠選任

同日 堀内 義規君 補欠選任

同日 理事荒井聰君及び斉木武志君同日理事辞任につき、その補欠として阿部知子君及び山内康一君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件 理事の辞任及び補欠選任 政府参考人出頭要求に関する件 参考人出頭要求に関する件 原子力問題に関する件

○渡辺委員長 これより会議を開きます。理事辞任の件についてお諮りいたします。理事荒井聰君及び斉木武志君から、理事辞任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○渡辺委員長 御異議なしと認めます。それでは、理事に阿部 知子君 及び 山内 康一君を指名いたします。

○渡辺委員長 この際、御報告いたします。第九十三回国会、原子力問題調査特別委員会議事会の決定により、本委員会の活動等について

専門的見地から助言を求めため、会員七名から成る衆議院原子力問題調査特別委員会アドバイザリー・ボードを設置いたしました。本アドバイザリー・ボードにつきましては、各会派の理事等の協議により、今国会においても設置することとなりました。以上、御報告申し上げます。

○渡辺委員長 原子力問題に関する件について調査を進めます。この際、原子力規制委員会の活動状況について説明を聴取いたします。更田原子力規制委員会委員長。

○更田政府特別補佐人 原子力規制委員会委員長の更田豊志でございます。衆議院原子力問題調査特別委員会における御審議に先立ち、原子力規制委員会の業務について御説明申し上げます。原子力規制委員会は、原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、さまざまな課題に取り組んでおります。

まず第一に、原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施について申し上げます。東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ強化した規制基準への適合性審査については、これまで、発電用原子炉について十一の事業者から二十七基の原子炉に係る申請が、核燃料施設等について九つの事業者から二十一の施設に係る申請がなされております。

このうち、発電用原子炉については、令和二年二月二十六日の東北電力女川原子力発電所二号炉に対するものを含め、これまでに計十六基に対して設置変更許可を行いました。また、核燃料施設等については、核燃料物質の加工施設、使用済み

と同じ状況です。崩壊熱が出続けて、百五十から百六十気圧という非常に高圧の原子炉圧力容器になっております。そこに、ECCSが、例えば、電気がなくなると入りませんが、バッテリーもやられました。今、高圧ポンプ車を用意してありますけれども、手動で入れるには百六十気圧は高過ぎます。これも入らない。要するに、外部から、今言われている深層防護、深層防護がPWRに対して、加圧水型原発に対して機能しなくなった場合に、これは想定しなきゃいけないと私は思っております。その場合には、シユラウドが溶けて、そしてメルトダウンに至るといふことも、これは起き得ないわけではないと規制庁の方はおっしゃっております。

この伝熱管が薄くなること、高浜で今起きていますことです。これが破断に至った場合、メルトダウンの可能性は否定できないということでしょう。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。まず、蒸気発生器の伝熱管が破損したときにどのような影響が出るかというの、それは何本破損かということの想定にもよります。もう一つは、PWRの場合、三ループ、四ループありますけれども、そのループの幾つが事故の対処に使えるかにかかわってきます。当然、多数本の伝熱管が破損した蒸気発生器は隔離ということで切り離しますけれども、そうすると、残ったもので、原子炉を冷却する手段は幾つかありますけれども、今お話をしているのは蒸気発生器を使って冷やそうとする場合ですが、それが何ループ残っているかによって想定はまた変わってまいります。

いづれにしても、今先生がおっしゃったように、例えば地震であるとか電源喪失であるとか、幾つかの想定を重ねれば、炉心溶融なり炉心損傷の可能性というのは常に残ります。

○齊木委員 伝熱管の減肉が実際に、高浜一、二の今お願いを関西電力及び資源エネルギー庁が福井県に対してしているわけです。再稼働の。その高浜三、四で伝熱管が薄くなっていた、これは私

は起きてはいけないうことだと思っております。どうも、聞くと、二次系の中に異物が入っていて、二次系の異物がかんかんかんかん、一次系の合金管の外側にどんどん振動で当たっていて傷が入ったり減肉をしていたようだと。でも、その二次系は、入ってはいけないうところなんですよ。何で入ってしまったんですか。やはり、こういう想定外というのはいくらも起こり得ることですよ。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。今回、高浜三、四で見られている伝熱管、減肉と言ったのが非常に確かな表現かどうかわかりませんが、外から入ってきた、これをデブリと呼んでおりますけれども、異物が入ってきて、それがひつかかたりすることによって削れてしまっている。これは比較的古くから見られていることでありまして、あつてはならないことといつても、二次系の例えば洗浄のために人が入るといふようなところがあつて、そのときに何かを持ち込んでしまつて、異物対策に遺漏があつた場合、恐らく何かを残してきてしまった、あるいは製作時のばりのようなものが剥がれて流れてしまった、そういったようなことによつて起こると考えております。

○齊木委員 それ、私は、四十年超、非常に長い間使われている場合には、デブリであるとか、あとはさびですね、こういったものやはり考慮しなければいけない。

原子炉圧力容器は、合金製だと思えますけれども、Fe、鉄分が入っていると思えます。ということとは、酸化をしていったりであるとか、さまざま長期使用に伴う劣化、脆化、こういったものは考慮していかなければいけないし、若い原発に比べれば、一次系、二次系ともに、そういったさびのような物質、異物が浮遊し、ぐるぐる回つていますので、百六十気圧という高圧で、高速で伝熱管に損傷を与える可能性は高くなっていると私は考えざるを得ないんですが、いかがでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。異物、いわゆるデブリ、異物の混入は、実は新

設炉において非常に懸念をされるケースがあります。新しくつくって初めて動かすときというのは、先ほど申し上げたように、加工のときのばりみたいなものが残っているケースがあつて、新設起動時に非常に大きな懸念があります。そういった観点もあつて、何年運転が続いてきた、経過してきた炉か、いわゆる高経年化との関連はむしろ余り考えられません。

ただ、美浜三号機、高浜一、二号機のように長い期間停止していた炉の場合、これは再起動の際に、仮に再起動するとした場合には大きな懸念になります。というのは、保管している間に配管等々も点検や保全のためにあけることがありますが、そういったときに、何といたしますか、シャワーキャップみたいなものをかぶせたりして事業者は努力はするわけですけれども、やはり長い期間停止している間に異物混入の可能性は高まりますので、高経年化との関連ではなくて、長期停止との関連でこの異物対策というのは注視する必要があります。

○齊木委員 二〇一〇年、一年から長期停止をしている、九年ぶり、十年ぶりの再稼働の議論です。当然、玄海原発のトラブルがありましたけれども、やはりこういったことは考えていかなければいけないと思ひます。

やはり、地元としては、申し上げましたが、動かせば使用済み燃料は出る、それに対して、候補地も示さずエネ庁長官が四十年超もよろしくお願ひしますというようなことを県知事に言うということ、これは軽く見ているとしたら、私は、地元住民としても思いません。

またこの年末にあの二〇一七年の茶番を、あと一年待ってください、一年以内にお示ししますからと言つて、いまだに示せない、再稼働の同意をとるための口約束というようなことは、ぜひエネ庁としても関電にさせないでいただきたいし、福井県に話をする前に、再稼働のお願いをする前に、まず県候補地を示すということをもう一度思い出していたらどうかをお願いして、きよ

うの質疑を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○渡辺委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。きょうは、原発の運転期間である四十年ルールについてお聞きをします。

配付資料の一を見ていただきますと、これは、いわゆる原子炉等規制法の四十年ルールにかかわる条文であります。四十三条の三の三十二、ここに、原子炉を運転することが出来る期間は、第四十三条の三の十一の三項、すなわち最初に使用前事業者検査の確認を受けた日から起算して四十年であるというふうな規定をしております。

これは、あの三・一一東電福島第一原発事故を受けて、原発の運転期間、すなわち寿命を日本でも初めて法定化したものであります。実際、この法律、規定に基づいて、先ほど更田委員長からの報告にあつたように、東海第二、美浜三号、高浜一、二号について、いわゆる延長申請が、この起点を、寿命を前提に行われてまいりました。

規制庁に確認したいんですが、この条項に関する見解を、七月二十九日、規制委員会が発表されているんですが、この見解は何を発端として、何をきつかけとして行われたのか、端的にお願ひします。

○市村政府参考人 お答え申し上げます。まず、先生御指摘の七月二十九日の見解の文書でございますけれども、これは、原子力規制委員会としてかねてから表明してきていた考えを改めて整理したものでございます。

お尋ねのきつかけそのものについては、平成二十九年一月に、規制委員会と主要原子力設置者の原子力部門の責任者、CNOとの意見交換というものでございますけれども、そういう場において、事業者側から、運転停止期間における安全上重要な設備の劣化については技術的に問題ないと考えられることから、バックフィットを適切に実施するための審査、工事等に関する停止期間は運転期間から除外してはどうかという提案がなされ

ました。

こういう経緯もありまして、原子力規制庁が、経年劣化管理に関しまして、原子力エネルギー協議会、これはA T E N A という団体でですけども、ここに技術的意見交換を行っていて、その結果を規制委員会に七月二十二日に報告をいたしました。その際に、規制委員会から従来の見解を改めてまとめるように指示がありまして、これを取りまとめたものでございます。

○藤野委員 今、事業者側からこうした意見交換が求められた、それをA T E N A と協議をしてまとめたというお話がありました。

この意見交換を行ったA T E N A、原子力エネルギー協議会というのはどんな組織であって、電事連との関係はどうなっているんでしょうか。端的にお願います。

○市村政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの原子力エネルギー協議会、いわゆるA T E N Aでございますけれども、これは、昨年七月に、先ほど申し上げました原子力規制委員会とC N Oとの意見交換というのがございまして、その場において事業者側から説明がございました。そこでは、A T E N A というものは、原子力事業者、メーカー、関係団体が、自律的かつ継続的な安全性向上の取組を定着させていくことを目的に、原子力産業界全体の知見、リソースを効果的に活用し、規制当局等とも対話を行いながら、効果ある安全対策を立案して、原子力事業者の現場への導入を促す新たな組織として設立をしたという説明がございました。

○藤野委員 つまり、このA T E N Aというのは、昔の電事連、いわゆる電気事業者だけではなくて、三菱重工や東芝、日立といった原子炉メーカーあるいは関係団体が加わった組織であります。電事連よりも強力にロビー活動を行っているわけでありまして、そのA T E N A 側との意見交換を通じて、七月二十九日の見解なるものが発表された。

配付資料の二を見ていただきますと、この見解

が出ております。黄色の部分、ほかにもいろいろありますが、ポイントだと思えます。三ボツのところは、「運転期間を四十年とする定めは、このような原子力規制委員会の立場から見ると、かかる評価を行うタイミング(運転開始から一定期間経過した時点)を特定するという意味を持つものである。」そして、六ボツは、「このように、現行制度における運転開始から四十年という期間そのものは、上記3. の評価を行う時期として唯一の選択肢というのではなく、発電用原子炉施設の運転期間についての立法政策として定められたものである。」

ちょっとわかりにくいと思うんですね。なので、ちよつと配付資料三を用意させていただきます。これは、電気新聞、ことしの七月三十一日付でして、二十九日に規制委員会が見解を発表して、三十日に自民党の原子力規制に関する特別委員会が規制庁から説明を受けております。その説明を受けて、この自民党の特別委員会の委員長である井上委員長が記事で出てくるわけですね。紹介しますと、「井上委員長は「四十年」の運転期間「寿命」ではなく、運転期間延長認可のための「身体検査」を行うタイミングとの認識を強調。規制委の文書でも同様の見解が明確化されたことを高く評価した。」

更田委員長にお聞きしたいんですが、四十年、法律上明記されている。これは、運転期間と法律上書いてあるわけですね、運転期間、運転できる期間は四十年と。これは、しかし、寿命ではなくて身体検査を行うタイミングだ、こういう見解を規制委員会が発表したことを高く評価されているんですが、更田委員長もこの井上委員長と同じ認識ということよろしいですか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

これまで、繰り返し、四十年をどう考えるかとか、あるいは停止期間中は時計の針をとめるべきではないかとか、そういったことを盛んに原子力規制委員会は問われてきています。しかし、それは私たちが考えることでも決めることでもないん

だよというのを繰り返しお答えをしておりますけれども、それがどうしても文書化しないとかなかなか伝わっていかない。

そのこともあって、またさらに、さんざんそういった見解を明らかにしていたにもかかわらず、またC N O会議、事業者との会議で、停止期間中には時計の針がとめられませんか。それは、我々、あずかり知る話ではなくて、立法政策の場において決められるべきだということがあの見解の最大のメッセージであります。

四十年という数字は、私たちが高経年化の評価を行うタイミングを示すもの、私たちにとってはそういうものであって、寿命であるとか期間と呼ばれているものというのには、これは政策側の議論であるということを明確にしたのがあの文書であります。

○藤野委員 いや、これは本当に重大な答弁だと思います。

法律をどう読んで、期間と書いてあるんです、ピリオドと書いてあるんです。タイミングなんて書いてない。この四十三条の三の三十二の文言は、運転できる期間は、そして起点も示して、検査、確認した日から、起点も示して、そして四十年という期間も示しているんです。これが条文なんです。これを何かタイミングだとか言うこと自体が、これはもう重大な解釈変更。当時の議事録を読みましても、まさにこの四十年は大問題になって、何で四十年なんだ、何で四十年しか運転できないんだという議論がなされているわけですよ。

だから、これは寿命であることはもう動かしようがない。これを、意見交換なのか知りませんが、タイミングだ、評価を行うポイントのタイミングだ、期間だったものをタイミングだと勝手に読みかえる。

これは、本当に規制委員会が、初めおっしゃったように、ずっと述べる立場にないとおっしゃっているんですよ。配付資料でも、私はあえて青く塗らせていただいたんです。「かねてから、運転

期間の在り方について意見を述べる立場にない旨を表明してきたところであるが」と前文でおっしゃい、一ボツでも、こうした運転期間について「原子力規制委員会が関わるべき事柄ではない。」とおっしゃっている。最後の六ボツでも、最後に、「原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない。」とおっしゃっている。だから、述べなきゃいいんです。述べなきゃいいのに、三ボツとか六ボツで新たな解釈を勝手に持ち込んでくるわけですよ。タイミングだと。

自民党の特別委員長が高く評価する、ここにこの見解の一番のポイントがある。四十年というものから検査期間を除いてほしい、先ほどお話もありません。東京電力の柏崎刈羽も七年たつています。この七年を四十年に入れないでほしい。それを可能にするのはこのタイミングという言葉なんです。

こういうことをもしやりたいんだしたら、私は法律を変えるべきだと思う。国会で審議をして、規制委員会にこんなことを押しつけて、こういう意見を述べる立場がない組織にこんなことを言わせるのではなくて、ちゃんと法律を変える、堂々と正面から議論すべきである。そんなこともせず、こういう見解なるものを出させてねじ曲げるというのは、私は、原子力行政、本当にゆがめると思いますよ。

そして、これはこの間、日本学術会議とか検察庁法のところでも、現行法の解釈、確定しているものを、条文上動かしようがないものを政府内部で勝手に解釈したと問題になっていきます。ああいう組織、学術会議なんというのは戦前との関係で、戦前、科学者が戦争に協力させられた、それをやらないということで独立性があるわけですね。原子力規制委員会は、あの三・一一の原発事故が最大の教訓になって独立性が強化された。その組織が、事もあろうに、条文の動かしようがないこの文言を、タイミングだ、期間だったものをタイミングだと言っているのは本当に許しがたいと思う。

私、この問題を考える中で、そういった規制委員会そのものの成り立ちというのを改めて振り返ってみました。国会事故調査報告書、きょうも持ってきておられますけれども、配付資料の五を、ごらんいただきますと、こういう指摘があるんです。黄色く塗らせていただきましたけれども、「規制及び指針類の検討過程の実態は」とありまして、「安全確保に必要な規制を策定するための健全なプロセスとは懸け離れたものであり、規制側も事業者側も、「既設の炉を停止しない」という条件を大前提に、体裁が整うような形で規制の落としどころを探り合うというものであった。」

今回の四十年ルールに関する見解も、まさに規制の検討過程の話なんです。おっしゃったように、いろいろな検討が求められた、自分がずっと言ってきたけれども、委員会として言ってきたけれども、それを何か納得しないということなんです。それは正直におっしゃったと思うんです。

この事故調報告、これも続けております。「当委員会では、事業者と規制当局の関係を確認するに当たり、事業者のロビー活動に大きな役割を果たしてきた電事連を中心に調査を行った。その結果、日本の原子力業界における電気事業者と規制当局との関係は、必要な独立性及び透明性が確保されることなく、まさに「虜(とりこ)」の構造といえる状態であり、安全文化とは相いれない実態が明らかとなった。」とあるわけですね。ここで言われる「事業者のロビー活動に大きな役割を果たしてきた電事連」、これが今もっとモデルチェンジとかパージョンアップされて、電事連も含むA T E N A という組織になっているわけですね。

このA T E N A というのは、すごいんですよ、規制委員会との会合といえますか意見交換、ヒアリングも含めて、二〇一九年四月三日以降、規制委員会からいただいた資料では、ことしの十一月二十六日まで三百四十回、意見交換を行っております。この四十年ルールについても十回以上既に行っている。

もちろん、私たちは意見交換自体を否定するも

のではありません。意見交換は否定しません。しかし、意見を述べる立場にないと言いつつ、組織に対して意見交換を強いる、こんなものは意見交換と言わないと思うんです。本来であれば自由に意見を述べる、そして一定の知見を共有する、これが意見交換であって、意見を述べる立場にないんだ、意見を述べるべきでないと言っている、そういうところに、こういう、このテーマだけでも十回以上行っているわけですね。

A T E N A 側の一番の要求は、先ほど言ったように、審査、工事等にかかった停止期間は四十年の運転期間から外してほしい、この一点です。しかし、これはやはり法律、原子炉等規制法四十三条の三の三十二には、原子炉を運転できる期間は四十年だと書いてあるわけです。ここをいじらない以上、どうしたって無理な議論なんです。実際、だからこそ、今まで三原発四基で、そこを起点にして延長申請もされていくわけです。

更田委員長、お聞きしますけれども、規制委員会自身が、寿命だという立場で現行法の解釈、運用を行ってきたと思うんです。それをどうしても変えたい、寿命じゃなくて身体検査のタイミングにしたいというのであれば、国会で審議をする、それが筋じゃないか。委員長の立場からおっしゃってください。

○更田政府特別補佐人 まさに私たち原子力規制委員会が申し上げていることであります。四十年を要するのは国会で御議論いただくこと、また、時計の進め方を決めるのは国会でお決めいただくことで、繰り返し、運転停止期間は時計の針をとめるべきではないかと問われてきたことに対して、それはできないかと一貫して答弁をしまいいました。まさに立法の御議論であろうというふうに認識をしております。

○藤野委員 委員長、そうおっしゃるのであれば、こんな見解を出さなきゃよかったんですよ。委員長、これ、私、何回も読みました。もう委員会としての悩みが出てくるような、述べる立場にないんだと三回も出てくるんですね。にもかかわ

らず、運転期間については、四十年という運転期間ではなくて、タイミングだ。

やはり、一番独立性が事業者や政府から求められている原子力規制委員会が、意見を述べるべきでない事柄について意見を述べている。この文書自身が、逃れられない、もうあれなんです。幾ら強弁されても、国会でやることだとおっしゃる、そのとおりだと思います。にもかかわらず、じゃ、こんな見解を何で出されるんですか。

○更田政府特別補佐人 運転期間並びに時計の進み方は国会でお決めになるべきことであるというのをより明確に示すために見解を差し上げました。それが誤解を招くとすると、運転期間は私たちの知ったことではないという意味で、私たちが四十年目に評価を行っているのは、そこで高経年化の申請が出てくるからそのタイミングになった、身体検査のタイミングというのもそれに合わせて行っているという意味で、期間そのものは私たちの知ったことではないという意味でその見解は申し上げております。

○藤野委員 いや、知ったことではないと言われるけれども、自民党の特別委員会の委員長からは高く評価されるわけですよ。

その委員会は何を言っているか。(発言する者あり)いや、皆さんがそうやってやじられること自身が本場にわかりやすい反応だと思えますよ。

この国会事故調は何を言ったか。先ほど安全神話とおっしゃいましたが、その安全神話を生み出した規制のとりこの構造を強調されているんです。規制のとりこ。今回のように、本来述べるべきでない分野についてまで、繰り返しA T E N A という電事連以上に強力な組織との意見交換なるものを通じて、こういう見解が出てきた。しかも、規制に関する中心的な問題ですね。

これは、配付資料の六も見ていただきたいんです。同じ事故調の報告書ですが、こうあるんです。「本事故の原因が適切に対処されず、長期間放置された背景には、「電気事業者と

規制側の不健全な関係(「虜」の構造)があったことは明らかである。」そして、ここが大事だと思えます。「こうした原子力業界の病巣の根底には、原子力業界の存続が既設炉の稼働に依存しているという問題がある。飛びますけれども、「既設炉の停止は、「原子力業界」に関わりを持つすべての者にとつて、その存在意義を脅かす事象である。」

先ほど出た柏崎刈羽というののもう七年たっておりまして、これは七年間、ある意味でいうと既設炉の稼働が短くなるわけですね。既設炉の停止が早まっちゃうわけですね。逆に、ほかの原発でもそういう関係にある。今回の解釈変更というのか、この見解というのは、少しでも長く既設炉を動かす、こういうことにつながっていく。まさに、国会事故調が言う既設炉を停止しないため、そういう動きにつながっていくと、委員長、思いませんか。

○更田政府特別補佐人 停止期間中は時計の針の進行に含まれますので、停止している分だけ運転する期間は短くなります。そして、それを要する変えたいは立法府の御議論であるというのが私どもの見解です。

○藤野委員 いや、何でそのラインを、防衛ラインを維持されなかったのかかと、A T E N A との関係で、私は思いますよ。

そういう意味で、この停止期間中が例えば柏崎刈羽に適用されることがあるかどうかは、これはまた別論です。しかし、この見解が出たということは動かないんですよ。これはもう絶対動かない。何で立場上こういうものをやるべきでないと言ってきたことを動かしたのかということも、もう動かしようのない事実であります。

これは、私は、国会事故調が懸念しているところの関係、とりこの構造、これに規制委員会が戻っているかもしれない、このことを指摘して、質問を終わります。

○渡辺委員長 次に、浅野哲君。
○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。